



日本サッカー協会選手契約書 〔プロA契約書〕

_____（以下「クラブ」という）と_____（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手（以下「プロ選手」という）としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

選手は、財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびクラブが加盟するリーグ、連盟等（以下「リーグ等」という）の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟（FIFA）が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

(1) 基本報酬

・総額 金 _____ 円（ _____ ヶ月分）
（月額 金 _____ 円 ただし、 _____ 月は _____ 円）

(2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。

本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。

前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。

選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。

クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。

選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

- (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
- (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
- (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約の定めに関連した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき

前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
- (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
- (3) リーグ等から除名されたとき

前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。

クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。

前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。

前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手)

(代表者)

(生年月日) _____年 _____月 _____日

選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の署名/選手エージェントが関与する場合、その選手エージェントの署名

(住所)

(住所)

(氏名)

(氏名)



日本サッカー協会選手契約書 〔プロB契約書〕

_____（以下「クラブ」という）と_____（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手（以下「プロ選手」という）としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

選手は、財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびクラブが加盟するリーグ、連盟等（以下「リーグ等」という）の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟（FIFA）が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

(1) 基本報酬

・総額 金 _____ 円（ _____ ヶ月分）
（月額 金 _____ 円 ただし、 _____ 月は _____ 円）

(2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。

本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。

前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。

選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。

クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。

選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

- (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
- (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
- (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき

前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
- (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
- (3) リーグ等から除名されたとき

前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。

クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。

前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。

前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手)

(代表者)

(生年月日) _____年 _____月 _____日

選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の署名/選手エージェントが関与する場合、その選手エージェントの署名

(住所)

(住所)

(氏名)

(氏名)



日本サッカー協会選手契約書 〔プロC契約書〕

_____（以下「クラブ」という）と_____（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手（以下「プロ選手」という）としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

選手は、財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびクラブが加盟するリーグ、連盟等（以下「リーグ等」という）の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟（FIFA）が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

(1) 基本報酬

・総額 金 _____ 円（ _____ ヶ月分）
（月額 金 _____ 円 ただし、 _____ 月は _____ 円）

(2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。

本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。

前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。

選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。

クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。

選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

- (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
- (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
- (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約の定めに関連した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき

前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
- (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
- (3) リーグ等から除名されたとき

前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。

クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。

前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

クラブが本契約の報酬を下回らない条件提示を行なった場合、クラブは契約を更新することができる。ただし、プロC契約の締結期間は3年(他クラブとのプロC契約実績がある場合はそれを合算する)を条件とし、当該期間を超えてプロ選手として契約をする場合、プロA契約またはプロB契約を締結するものとする。

クラブと選手が本契約有効期間中に、プロA契約またはプロB契約を締結した場合、その締結の時点をもって本契約は自動的に失効する。

本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。

前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所) (住所)

(クラブ名) (選手)

(代表者) (生年月日) 年 月 日

選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の署名/選手エージェントが関与する場合、その選手エージェントの署名

(住所) (住所)

(氏名) (氏名)

期限付移籍契約書

〔日本サッカー協会指定書式〕

_____ (以下「移籍元クラブ」という) _____
(以下「選手」という)と_____ (以下「移籍先クラブ」という)とは、
選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条〔移籍〕

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、_____年_____月_____日
日から_____年_____月_____日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍さ
せる。

第2条〔移籍先クラブ選手契約の優先〕

選手が移籍先クラブに移籍している期間(以下「移籍期間」という)については、移籍
先クラブと選手の間締結される契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)が、移籍
元クラブと選手の間締結される契約(以下「原契約」という)に優先し、移籍先クラブ
選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受
けないものとする。

第3条〔移籍期間中の報酬等〕

移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
選手は、交通費、宿泊費および引越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、
再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

第4条〔移籍金〕

移籍期間満了後、選手が希望し移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移
籍先クラブに請求することができる移籍金の額の上限は移籍元クラブの原契約更新の意思
に従い、次の各号のとおりとする。

- (1) 移籍元クラブが原契約更新を希望する場合 : 選手と移籍先クラブとが合意した基本
報酬の年額に年齢係数の2分の1を乗
じた額
- (2) 移籍元クラブが原契約更新を希望しない場合 : 移籍金は発生しない

第5条〔原契約の更新手続き〕

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸
手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる
移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

第6条〔移籍期間中の契約変更〕

移籍期間中にプロA契約締結条件を満たしていない選手が、当該締結条件を満たした場合、
以下の内容の契約に変更する。尚、変動報酬は移籍元クラブおよび移籍先クラブと選手と
の間において別途定めるものとする。

- (1) 契約書式 : _____契約書
- (2) 基本報酬(年額) : _____円

第7条〔メディカルチェック〕

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を十分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

第8条〔選手の傷害・疾病等〕

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

第9条〔再移籍〕

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第7条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させないことができる。
- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

第10条〔選手肖像の使用〕

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

移籍元クラブ

[印]

移籍先クラブ

[印]

選手

[印]